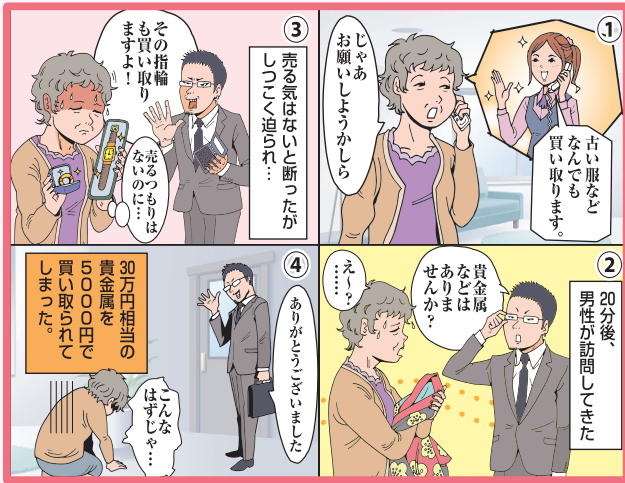


悪質な訪問購入～目的は貴金属です

訪問購入



訪問購入とは？

「不用品を買い取る」などと電話で勧誘して消費者宅を訪問し、実際には売ろうとしていたものではなく、宝石や貴金属などを強引に買い取る手口です。あらかじめ依頼した品物以外の買い取りを求めたりや突然の訪問で品物を買収する行為は違法です。そのような事業者とは取引をしないようにしましょう。

アドバイス

- ◆ 依頼していない商品の買い取りを要求された場合は、きっぱりと断りましょう。
- ◆ 断っているのに業者が帰らない場合は警察に連絡しましょう。
- ◆ 売却する場合は、必ず契約書面の交付を求めましょう。
- ◆ 訪問購入で売却した場合、クーリング・オフ（下段参照）ができません。クーリング・オフ期間中は購入業者への引き渡しを拒むことができます。

サイドビジネス商法～情報商材のトラブル

サイトビジネス商法



情報商材とは？

情報の内容自体が商品となっているもので、主にインターネットの通信販売を通じてPDFファイルのダウンロードや冊子、DVDの送付などの方法により提供される。事前に内容を確認できないため、トラブルが発生しやすい。実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されている場合もある。

アドバイス

- ◆ 「誰でもできる」「簡単に儲かる」などの言葉はうのみにしないでください。
- ◆ 仕事を始める前に高額な契約を結ばせるサイドビジネスには注意しましょう。
- ◆ 借金までさせて契約させようとする業者には特に注意してください。



ウマスギー

クーリング・オフって？

契約後、一定期間内であれば一方的に無条件解約できる制度です。

どんなときにできるの？

A. 訪問販売や電話勧誘で、契約をした場合です。

クーリング・オフできる主な取引と期間

<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問販売（キャッチセールス、催眠商法等を含む） ● 電話勧誘販売 ● 特定継続的役務提供（エステ・語学教室等） ● 訪問購入（訪問買取） 	契約書面を受け取った日を含めて 8日間
<ul style="list-style-type: none"> ● 連鎖販売取引（マルチ商法） ● 業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法等） 	契約書面を受け取った日を含めて 20日間

※適用除外の商品・サービスもあります。（例：葬儀、自動車）

こんな場合はクーリング・オフができません！

- 店舗で購入した場合
- 通信販売
 - ※業者が返品可否や返品期間等の特約を設けている場合は、それに従います。
- 使用してしまった消耗品（健康食品、化粧品、履物など）
- 営業目的のための契約
- 3,000円未満の商品を現金で購入した場合

クーリング・オフの手続きは必ず書面で行いましょう。ご不明な点があれば消費生活センターへお問い合わせください。